

地域居住支援モデル事業 平成28年度補助事業者公募要項（第1回）

第1 事業の目的

本事業は、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等に対して、住まいの確保に関する支援、見守りなどの生活支援を一体的に提供するとともに、居住者及び地域住民の互助の仕組みが醸成されるよう、民間団体等による自主的な取組を支援することを目的とします。

第2 公募の趣旨

本事業による補助が終了した後も、自主的な取組みを継続して実施でき、第1の事業の目的にふさわしい事業者を公募します。

第3 計画期間

最長2か年（平成28年度から平成29年度まで）

第4 補助期間

平成28年8月1日から平成29年3月31日まで

第5 補助事業内容（別紙「事業イメージ図」参照）

本件の補助事業は、地域居住支援モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び地域居住支援モデル事業補助要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき、以下に掲げる事項とします。

1 住まいの確保と生活支援の提供

本事業を実施する団体は、東京都内において、第6の事業対象者に対し、空家、空き室等（以下、「空家等」という。）を活用した低廉な家賃の住宅確保の支援を実施するとともに、入居者に対し生活支援を実施します。

また、入居者同士及び入居者と地域の交流の機会を提供する共同リビング（以下、「共同リビング」という。）を設置します。

同一建物内に共同リビングを設けることが難しい場合は、概ね中学校区圏域相当の地域内に共同リビングを確保します。

なお、必要に応じて住宅改修及び住宅設備改修を予算の範囲内で実施することができます。

ただし、公営住宅、UR賃貸住宅の活用は対象外となります。

2 互助の仕組み作り

1の共同リビングの運営を行い、入居者に対し、健康の維持増進、多様な世代や地域住民との交流促進等を行い、住民同士の互助の仕組みを作ります。

また、地域コミュニティ活動等にも参加を促すことで、地域との互助を醸成します。

第6 事業対象者

低所得高齢者、低所得障害者及び低所得ひとり親家庭等で住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある世帯

第7 補助事業の条件

1 補助金額

本事業に係る補助金額は、800万円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内となります。

2 補助金の支払い方法

交付決定後に交付決定金額の2分の1を概算払いで支払い、年度末の精算時に過不足金額を追給（返納）します。

3 委託

補助業務の一部を、都の了承を得たうえで、委託することができます。

ただし、委託する場合は、補助対象経費の2分の1を超えることはできません。

第8 公募スケジュール

1 公募要項等の配布

平成28年6月1日（水曜日）から

2 公募要項等の配布場所

ア 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階北側

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課推進担当

※ 郵送での配布は行いません。

イ 「東京都福祉保健局ホームページ」に掲載

3 質問受付期間

平成28年6月1日（水曜日）から平成28年6月17日（金曜日）まで

※ 別添様式「質問票」により、FAX又はメールで受付します。電話、訪問による質問はお受けできません。なお、回答につきましては、個別に対応させていただきます。

4 応募受付期間

平成28年6月13日（月曜日）から平成28年6月24日（金曜日）まで

※事前連絡の上、平日午前9時から午後5時までにお越しくください。

5 プレゼンテーション

平成28年6月29日（水曜日）午後（予定）

6 審査期間

平成28年6月下旬から平成28年7月上旬まで

7 事業者決定

平成28年7月中旬（予定）

8 補助金交付手続き開始

平成28年7月下旬以降（予定）

※スケジュールについては、別紙1参照

第9 応募手続き等

1 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。応募資格を満たさない応募者については、応募書類の提出があった場合でも審査の対象としません。

(1) 下記の法人で、本事業を円滑に行う能力等を有すること。

ア 社会福祉法第109条第1項に規定する区市町村社会福祉協議会

イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人

エ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 本事業の業務に意欲を有し、安定的運営を図れる資力、実績等及び補助期間終了後も継続する意思を有すること。

(3) 法令等を遵守していること。

ア 応募する時点において、法令に違反する事実がないこと。

イ 納期の到来している税に滞納がないこと。

(4) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

2 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

第10 応募書類

1 応募書類の種類

応募書類は、下記の(1)から(9)までの書類とします。

(1) 事業申込書(別紙様式1)

(2) 事業提案書(別紙様式2)

(3) 法人概要(書式任意)及び事業パンフレット等

(4) 法人定款等

(5) 平成27年度事業報告書及び収支決算書

(6) 平成28年度事業計画書及び収支予算書

(7) 前年度の都税(事業税・都民税)の納税状況が分かる証明書

(8) 法人の登記事項証明書(提出日前の3ヶ月以内に発行されたもの)

(9) 誓約書(別紙様式3)

2 提出部数

(1)、(4)から(9)は各1部提出することとし、(2)、(3)は6部(正本1部、副本5

部（副本は団体名をマスキングすること）提出することとします。

3 その他

- (1) 応募書類は、A4サイズで横書きとし、フラットファイル等に綴じて提出することとします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としません。
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合は、審査の対象としません。
- (4) 提出後の応募書類の差し替えは、原則として認めません。
- (5) 提出された応募書類は返却しません。

第11 審査・選定

提出された書類及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、東京都が別に定める委員により構成される補助事業者選定委員会で、審査・選定を行います。

なお、応募者が多数の場合及び別紙様式2「事業提案書」が一定の水準に満たない場合は、プレゼンテーションを行う応募者を事前審査・選定する場合があります。

また、補助事業者選定委員会は非公開とし、審査・選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

1 プレゼンテーションについて

別紙様式2「事業提案書」に沿って、次の項目について提案していただきます。

- (1) 本事業に対する運営方針
- (2) 事業内容に関する事項
 - ア 対象地域の選定方法について
 - イ 空家等を活用した低廉な家賃の住宅確保の支援
 - ウ 共同リビングの設置・運営の考え方について
 - エ 生活支援の内容及び頻度について
 - オ 互助の醸成方法について
 - カ 個人情報の取扱い、苦情対応について
- (3) 事業収支計画

2 審査基準

補助事業者選定委員会において、東京都が定める審査基準に基づき審査し、数団体を選定します。

なお、応募者の得点が一定の基準に達した場合であっても、著しく評価の低い項目がある場合には、助成団体を選定しない場合があります。

3 選定結果について

選定結果については、応募者に対して、書面で通知します。

第12 その他

- 1 東京都は、助成団体としての決定を受けた事業者が正当な理由がなく、指定する期日まで

に申請書類を提出しなかった場合には、補助金を交付しない場合があります。

- 2 東京都は、助成団体としての決定を受けた事業者が当該決定の日から交付決定日までの間に著しく社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときは、補助金を交付しないことがあります。
- 3 応募申込書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、東京都は、応募者の公表等必要な場合には、応募申込書類等の内容を無償で使用できることとします。

問い合わせ先

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課推進担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階

電話 03-5320-4096 FAX 03-5388-1403

メール : S0000219@section.metro.tokyo.jp

公募から補助金交付までのスケジュール

1 公募要項等の配布※1

平成28年6月1日（水曜日）から



2 質問受付期間※2

平成28年6月1日（水曜日）から平成28年6月17日（金曜日）まで



3 応募受付期間※3

平成28年6月13日（月曜日）から平成28年6月24日（金曜日）まで



4 プレゼンテーション

平成28年6月29日（水曜日）午後（予定）



5 審査期間

平成28年6月下旬から平成28年7月上旬まで



6 事業者決定

平成28年7月中旬（予定）



7 補助金交付手続き開始

平成28年7月下旬以降（予定）

【公募要項等の配布・提出場所】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階北側

福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課推進担当

メール：S0000219@section.metro.tokyo.jp

※1 配布物については、東京都福祉保健局ホームページからもダウンロードできます。

※2 質問は、別添様式「質問票」に記載の上、FAX又はメールにより送付するとともに、必ず電話にて到達確認をしてください。これ以外の方法（電話、訪問等）による質問は御遠慮ください。

なお、質問への回答につきましては、個別に対応させていただきます。

※3 提出については、郵送での受付は行いません。事前にご連絡の上お越しくください。配布及び提出の受付時間は平日午前9時から午後5時までです。